

# 複合材料界面科学研究会 規約

## (総則)

第1条 本研究会は複合材料界面科学研究会と称する。

第2条 本研究会は複合材料界面科学に関わる研究を推進し、その利用開発を伸展することを目的とする。

第3条 本研究会の事務局設置場所は附則に定める。

## (事業)

第4条 本研究会は第2条に定める目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 年次大会、研究発表会および学術講演会などの開催
- (2) 複合材料界面に関する共同研究の実施および分科会の設置
- (3) 複合材料界面科学研究普及のための講習会・ワークショップの開催
- (4) 複合材料界面に関する調査研究と情報の交換および電子ジャーナル等の発行
- (5) 国内外の関連学協会および産業界との連絡および協力
- (6) 複合材料界面科学研究に関する研究者・技術者の交流、教育および養成
- (7) 国際会議の開催
- (8) その他本研究会の目的達成に必要な事業

## (会員)

第5条 本研究会の会員は次の通りとする。

1. 個人会員 本研究会の目的に賛同し、規定の会費を納入した者
2. 企業会員 本研究会の目的および事業に賛同し、規定の会費を納入した団体または個人
3. 名誉会員

## (役員)

第6条 本研究会に次の役員を置く。役員任期は2年とし、重任を妨げない。

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| (1) 会長   | 1名                 |
| (2) 副会長  | 2名                 |
| (3) 理事   | 30名以内（会長、副会長を含まない） |
| (4) 会計監査 | 2名                 |

第7条 会長は理事より選出されたものとし、本研究会を代表して会務を総理する。副会長は会長が指名し、理事会の承認を必要とする。

第8条 理事は理事会を構成し、本研究会の運営の基本方針を審議、決定する。理事会は会長が召集し、出席理事（委任状を含む）の過半数をもって議決する。

第9条 会計監査は本研究会の会計を監督し、決算を監査する。

（総会）

第10条 年一回定期総会を行い、事業報告、決算、事業計画、予算、規約改定等の承認、決定を行う。総会の定足数は会員数の1/10以上とする。  
総会の議事は出席会員の過半数を持って決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

第11条 必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

（会計）

第12条 本研究会の事業は、会費その他の収入によってまかなう。会費は別途定める。また、会費年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

（補則）

第13条 この規約に定めるもののほか、本研究会の運営について必要な事項はその都度定める。

（附則）

- 1、年会費は個人会員1,000円、企業会員は50,000円とする。
- 2、企業会員は、研究会主催の講演会（シンポジウム、講習会は除く）に無料で参加することができる。
- 3、本研究会の運営ならびに目的達成のために理事会、総会の承認を得て、委員会等を設けることができる。
- 4、本研究会の事務局は京都市左京区松ヶ崎橋上町 京都工芸繊維大学濱田研究室内におく。
- 5、この規約は平成29年4月21日から施行する。

以上